平成２５年（フ）第３６６号
愛媛県松山市北井門３丁目５番19号
債務者　千葉　達也
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９３号
愛媛県松山市南高井町1130番地２
債務者　大川　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４００号
愛媛県松山市美沢１丁目10番38号　松山記念病院
債務者　江崎ヒロム
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０１号
愛媛県松山市枝松２丁目３番57号
債務者　小**澤**　百合
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
福岡県久留米市青峰１丁目21番3131号
債務者　岡島　秀也
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３２９号
佐賀県佐賀市多布施２丁目12番28号
債務者　居酒屋八起きこと　柳木　　勇
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
富山市黒瀬261番地６　ガーデン202号
債務者　白石　繁晴
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１４号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｃ―176号室
債務者　清水　精一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｃ―176号室
債務者　清水　利子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目２番５号
債務者　磯俣　　実
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９２号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1226番地
債務者　古賀　和子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
佐賀県小城市小城町晴気704番地14
債務者　川原田千恵子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲11番地１
債務者　諸岡　　博
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２８８号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目21番２―229号
債務者　智者　　宏
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
兵庫県川西市けやき坂４丁目38番地の３
債務者　堀ノ上憲一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
兵庫県西宮市広田町11番42―302号
債務者　清水奈緒美
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１２号
山口県山陽小野田市大字津布田136番地３
債務者　小杉　綾子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第６７２号
北九州市八幡西区上上津役３丁目15番13号
債務者　永田　満子（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部